

平成27年度定期監査（後期）の結果に基づいた改善措置等の状況について

佐渡市監査委員は、平成27年度に実施した定期監査の結果を受けて、市長から改善措置等を講じた旨の通知を平成28年6月13日受けましたので、次のとおりその概要をお知らせします。

佐渡市監査委員 渡部 直樹
佐渡市監査委員 猪股 文彦

1 社会福祉課

指摘事項

(1) 相川健康増進センターワイドブルームーあいかわの運営について

ア 契約のために業者に送付する見積依頼文書の仕様書に誤って契約金額を記載していた。契約行為に係る手続きにおいては慎重かつ十分にチェックすることを求める。

イ 委託販売の物品について、領収書を発行していなかった。委託販売品であっても金銭の取扱いにおいては規定に基づき執行することを求める。

ウ 使用料の減免について、条例等には統一的な減免基準の規定がないため、申請があった都度決裁を経て減免していたが、その決裁は市長決裁が必要にもかかわらず、担当課長決裁となっていた。減免規定を整備するか市長決裁とすか対応を統一することを求める。

改善措置の状況

(1)

ア 今後は、決裁の段階で慎重かつ十分なチェックを行う。

イ 委託販売の物品について、平成27年11月5日より領収書の発行を行っている。

ウ 使用料の減免について、平成28年3月に使用料減免基準を制定（市長決裁）し、平成28年4月1日から、当該基準に基づき対応している。

(2) 公衆浴場整備改善事業補助金について

当該補助金の対象経費は市長特認の項目であるが、市長の決裁がされていないなかった。例外的項目を市長が特別に認めた場合の手続きはそれらの理由を明示し、決裁により市長の承認を得ることを求める。

(3) こども環境学習推進モデル事業委託料について

当該事業の起案が遅れたため、実際の日付と異なる日付（3か月の遡り）で契約を締結していた。適正な契約事務の執行を求める。

改善措置の状況

(1) 補助対象経費と補助対象外経費を区分けし、補助対象経費やその消費税額等の計算誤り防止及びチェックする事業費計算書を補助対象毎に作成することで、事業費の内訳を確認する再発防止の対処を実施している。

2 環境対策課

指摘事項

(1) 老朽危険廃屋対策支援事業補助金について

補助対象経費に対象外経費にかかるとなっていた。実績報告に対する検査は慎重かつ十分にチェックすることを求める。

(2) 今後の当該補助金申請に際して、補助金交付対象設備の「その他設備」の(1)「その他市長が特に必要と認めたもの」に該当する例外的項目を市長が特別に認めた場合の手続きはそれらの理由を明示し、市長の決裁を受け、補助金交付決定を行うこととする。（平成28年度は当該事業申請なし）

(3) 年度当初に速やかに起案を行い、契約日を遡るようなことがないよう下記2点の改善を行った。

1 翌年度当初予算議決後に学校側に翌年度募集の事前予告をする。

2 募集要項、書式、記載例を前年度中に準備する。

平成28年度は4月1日から募集し、5月1日付けで各団体と契約を締結した。